

平成 2 9 年 度 答 申 第 1 号

(平成 2 9 年 4 月 2 6 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答申第1号
平成29年4月26日
(2017年)

宝塚市長
中川智子様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会
会長 山下 淳

情報部分公開決定に係る審査請求について（答申）

平成29年（2017年）3月13日付け諮問第6号で諮問のあった情報部分公開決定に係る審査請求について、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

(別紙)

第1 審査会の結論

宝塚市長が行った情報部分公開決定において非公開とした情報のうち、指導員の北山照昭氏に係る性別及び年齢の部分は公開すべきであるが、その余の部分を非公開としたことは妥当である。

第2 諮問までの経過

1 情報公開請求

平成28年11月28日に、審査請求人は、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、宝塚市長（以下「実施機関」という。）に対して、公文書の公開を請求した。

審査請求人が公開を請求する公文書の名称又は内容は、「宝塚市財政援助団体であるすみれ共同作業所運営委員会の平成24年度から平成26年度までの会計決算報告書」であった。

2 実施機関の決定

平成28年12月9日に、実施機関は、次のとおり公文書を特定するとともに部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、条例第10条第2項の規定に基づき審査請求人に対して通知した。

- (1) 実施機関が特定した公文書は、「すみれ共同作業所に係る平成24年度補助事業実績報告書」及び「すみれ共同作業所に係る平成25年度補助事業実績報告書」であった。
- (2) 実施機関が特定した公文書のうち公開しないことと決定した部分は、①団体の印影、②個人の印影、③指導者等の氏名、性別、年齢、勤続年数、給料月額及び勤務日数等、④利用者の氏名、性別、生年月日、住所、手帳種別、障がい程度、在籍月、交通費、通所日数、支援内容及び支援日数、⑤すみれ共同作業所に係る平成26年度会計決算報告書であった。
- (3) 公開しない理由については、①は、法人その他の団体に関する情報であり、公にすることにより不法な財産侵害を招くおそれがあり、事業運営上の地位に不利益を与えると認められるものであるた

め（条例第7条第1項第2号）というものであった。②から④は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため（条例第7条第1項第1号）というものであった。⑤は、補助金申請がなかったため、文書は存在しないというものであった。

3 審査請求

平成29年1月23日に、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

平成29年3月13日に、実施機関は、条例第16条第1項の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、公開しないことと決定した部分の「指導者等の氏名、性別、年齢、勤続年数、給料月額及び勤務日数等」のうち、氏名を公開した北山照昭氏に係る情報を非公開とした処分を取り消し、公開することを求めている。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論で主張している主な内容は、次のとおりである。

- (1) 北山照昭氏は宝塚市議会議員（地方公務員）であり、地方自治法第92条の2で「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」とされている。また、平成24年度及び平成25年度の事業報告書の指導者の氏名で北山照昭氏と公開されている。この2点からして北山照昭氏は宝塚市議会議員の公職である以上、性別、年齢、勤続年数、給料月額等一週間の勤務日数を公開することが当然と考

える。

- (2) すみれ共同作業所（以下「作業所」という。）の代表者が市議会議員であることは周知の事実である。実施機関は、当該補助金の交付にあたり、作業所に勤務する指導員の職業情報までは把握しないと主張しているが納得できない。
- (3) 平成 24 年度の市の監査においていくつかの事務処理について指摘され、そのうち事業経費の大半に充当する平成 26 年度の助成金申請をせず、現在作業所の代表を辞任している。これらの一連の行為は釈然としないものがあり疑念を抱くものである。議員として市民に不信を抱かせるような行為は慎むべきで、また、この補助金は事業所運営経費の一部を補助するものと認識しているが、公平かつ効率的に執行され、交付対象経費の使途が適正であったか、公開すべきである。
- (4) 北山照昭氏の妻についても同様である。公開されていない指導員に含まれているのなら当然公開すべきである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明については、次のとおりである。

- 1 部分公開を行った文書は、宝塚市地域活動支援センター補助金及び障害者小規模通所援護事業補助金の交付に際し、当該補助事業が適正に行われているかを確認するために、小規模作業所であった作業所に提出を求め、市で保有しているものである。
- 2 当該文書には、作業所に勤務する指導員や利用者の氏名や性別など、特定の個人に関する情報が複数含まれていたことから、上記第 2 (2) のとおり、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する個人情報に該当するという理由で、情報部分公開決定を行った。
- 3 審査請求人は、当該団体の指導員が市議会議員であるため、性別や給料月額等を公開すべきだとしているが、市では、当該補助金の交付に当たり、作業所に勤務する指導員の職業情報までは報告を求めておらず、把握もしていないため、指導員が市議会議員であるから公開すべきであるという主張は受け入れられない。
- 4 審査請求人は、公開すべき理由に指導員の名前を既に公開しているこ

とを挙げているが、公開した代表者及び指導員の氏名は、代表者という立場から団体の業務執行に関する権限を有すると考えられるため、法人情報の一部として公開したものであり、市議会議員であるとの理由から公開したものではない。

- 5 また、審査請求人は公開すべき理由に地方自治法第 92 条の 2 の規定を挙げているが、上記のとおり、市では指導員の職業情報を把握していないことから、この規定を理由として公開することもできない。
- 6 さらに、審査請求人は、指導員の妻の情報についても同様に公開すべきであると主張しているが、上記のとおり指導員が市議会議員かどうかを把握していないことに加え、作業所に勤務している指導員の家族関係についても、市では把握していないため、妻の情報を公開すべきであるという主張は受け入れることはできない。
- 7 以上のとおり、本件処分には、違法又は不当な点はないので、本件審査請求は理由がないものとして棄却されるべきである。

第 5 審査会の判断

- 1 実施機関は、当該補助金の交付に当たり、指導員の職業情報は交付要件ではないため、作業所に勤務する指導員の職業情報までは報告を求めておらず、把握もしていないと説明しているが、作業所の代表者及び指導員の北山照昭氏が市議会議員であるとの認識はあった。

また、市議会議員の個人情報については、市のホームページ等で顔写真や生年月日等を公開している。

こういったことから、当審査会としては、市議会議員の性別及び年齢については、周知の事実であり、条例第 7 条第 1 項第 1 号に定める「通常他人に知られたいと認められるもの」には当たらないため、公開すべきと考える。

- 2 それ以外の勤続年数、給料月額及び勤務日数等については、市議会議員の身分に関するものではなく、作業所の指導員としての情報であり、条例第 7 条第 1 項第 1 号に定める「通常他人に知られたいと認められるもの」に該当するため、非公開は妥当である。
- 3 また、北山氏の妻については、市議会議員の妻の情報は公開されているものではなく、条例第 7 条第 1 項第 1 号に定める「通常他人に知

られたくないと認められるもの」に当たるため、非公開は妥当である。

第6 結論

以上の理由から、当審査会は、前記第1審査会の結論のとおり判断するものである。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
大西 邦弘	関西学院大学法学部教授（民法）
岡本 英子	弁護士（大阪弁護士会）
水谷 恭子	弁護士（兵庫県弁護士会）
柳井 健一 （会長代理）	関西学院大学法学部教授（憲法）
山下 淳 （会長）	関西学院大学法学部教授（行政法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成29年 3月13日	諮問
2	平成29年 3月29日	審査請求人による意見陳述、 実施機関による部分公開理由 説明及び審査
3	平成29年 4月26日	審査
4	平成29年 4月26日	答申